□序章

1. 背景と目的

本市は、関東屈指の工業都市として発展してきました。しかし、景観においては、貴重なみどりや農地の減少、幹線道路沿道での屋外広告物の乱立などの課題も見受けられます。

一方で、近年では、環境保全や地域活性化の視点から、自然を保全し、地域の個性的な街並みや歴史、文化などを活かした魅力ある景観づくりを求める声が高まり、市民や事業者の取組みが 広がっています。

このように、全国的にも良好な景観に対する関心が高まりつつある中、平成16年6月に、景観に関する総合的な法律として「景観法(以下「法」という。)」が制定されました。

以上のことを踏まえ、法に基づく諸制度を活用するとともに、市民や事業者、行政が協働して 良好な景観の保全・形成に取り組むことを目的とし、本市の景観づくりのマスタープランとなる 太田市景観計画(以下「景観計画」という。)を策定します。

2. 景観とは

「景観」とは、眺める対象としての「景」と、それを見る人々の感じ方としての「観」から構成 された言葉です。

眺める「景」とは、山並みなどの遠景、街並みや街路樹などの中景、建物のデザインや生垣、まつりなどにより形成される近景など、様々な要素が重なり合って構成されます。また、それらは土地の歴史や文化に特徴づけられ、季節の移ろいなどによっても変化します。

感じ方としての「観」には、視覚で見るだけでなく、においや音などの五感を通して心で受けとめることも含みます。すなわち、良好な景観を楽しむためには、そこに生活する人々や訪れる人々の心が豊かであることが大切です。

良好な景観づくりを進めていくためには、そこに暮らす住民が積極的に景観を意識し、事業者や 行政とともに、関わることが必要です。それにより地域の特性についてさらに理解が深まり、地域 への愛着や誇りの育成につながります。



遠景=山並みなど



中景=街並み、街路樹など



近景=建物のデザイン、 生垣、まつりなど

3. 景観計画の区域

市全域で総合的に景観づくりを進めるため、景観計画で定める事項が適用される景観計画区域は太田市全域とします。